

領収時の留意事項

- 1 円未満の端数は切り上げます。

例 1：購入費用が 22,222 円の場合

$$\begin{aligned}\text{被保険者負担額} &= 22,222\text{円} \times 1/10 \\ &= 2,222.2\text{円} \\ &\div 2,223\text{円} \text{ (1 円未満の端数切り上げ)}\end{aligned}$$

- 福祉用具購入により、被保険者が支払った福祉用具購入費用の額が支給限度基準額（年間 10 万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の購入費用の額に 10 分の 1 を乗じた額に、支給限度基準額を超える購入費用の額を加えた額を被保険者から受領します。

例 2：被保険者が 120,000 円の福祉用具購入を行った場合

$$\begin{aligned}(\text{支給限度基準額内の購入費用の額}) &= 100,000\text{円} \\ (\text{支給限度基準額を超える購入費用の額}) &= 120,000\text{円} - 100,000\text{円} \\ &= 20,000\text{円} \\ \text{被保険者負担額} &= 100,000\text{円} \times 1/10 + 20,000\text{円} \\ &= 10,000\text{円} + 20,000\text{円} \\ &= 30,000\text{円}\end{aligned}$$

例 3：既に年度内に 50,000 円分の福祉用具購入を行っている被保険者が 65,000 円の福祉用具購入を行った場合

支給限度基準額を超える購入費用の額は、福祉用具購入費の支給対象とはなりません。このような場合、介護保険対象額の 1 割分（5,000 円）と支給限度基準額を超える購入費用額（15,000 円）を被保険者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である 20,000 円を記載してください。

$$\begin{aligned}(\text{支給限度基準額内の購入費用の額}) &= 100,000\text{円} - 50,000\text{円} \\ &= 50,000\text{円} \\ (\text{支給限度基準額を超える購入費用の額}) &= 65,000\text{円} - 50,000\text{円} \\ &= 15,000\text{円} \\ \text{被保険者負担額} &= 50,000\text{円} \times 1/10 + 15,000\text{円} \\ &= 5,000\text{円} + 15,000\text{円} \\ &= 20,000\text{円}\end{aligned}$$

前記例 1 による領収証の記載例

領 収 証		①領収年月日
②被保険者氏名(フルネーム) <u>津市 太郎 様</u>		令和〇〇年〇月〇〇日
④領収額 (被保険者負担額)		
金 額	¥ 2,223-	③購入費用の額(10割分の金額)
但し、ステンレス製浴槽台Rあしびたミニすべり止めシートタイプ15-20 (購入金額22,222円)の利用者負担額として、上記正に領収しました。		

④「の利用者負担額として」の記載必須
 なぜ2,223円の領収額となるのかの理由として必須

前記例 2 による領収証の記載例

領 収 証		令和〇〇年〇月〇〇日
<u>津市 太郎 様</u>		①商品ごとに購入費用の額 (10割分の金額)
金 額	¥ 30,000-	
但し、家具調トイレセレクトRひじかけはね上げタイプワイド幅標準便座 (購入金額85,000円)及び、シャワーチェアAirワイドSPワンタッチ (購入金額35,000)の利用者負担額(内訳：介護保険対象額10,000円 ・対象外経費20,000円)として、上記正に領収しました。		

②内訳の記載必須。
 なぜ30,000の領収額になるのか
 の理由として必須

前記例 3 による領収証の記載例

領 収 証		令和〇〇年〇月〇〇日
<u>津市 太郎 様</u>		①内訳の記載必須。 なぜ20,000の領収額になるのか の理由として必須
金 額	¥ 20,000-	
但し、家具調トイレセレクトRひじかけノーマルタイプ標準幅ソフト便座 (購入金額65,000円)(内訳：介護保険対象額5,000円 ・対象外経費15,000円)として、上記正に領収しました。		